

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年6月17日（平成28年（行情）諮問第422号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第512号）

事件名：特定地点において特定期間の改築事業により，民地を買収した上で車道を拡幅するための，のり面切土工事を実施したことが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）4条1項の規定に基づく開示請求に対し，近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年3月5日付け国近整総情第3895号による不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定年月日付け総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室による「お申出の件について」の「3 国有地内の国道42号線ののり面吹付個所の劣化」において，特定河川国道事務所職員が「昭和34～44年の改築事業（以下「本件事業」という。）により，民地を買収した上で，車道の拡幅するための，のり面切土工事を実施しています。」と明確に述べているから，本件対象文書は存在しているはずである。

（2）意見書

審査請求人から平成28年7月9日付け（同月11日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

（1）本件開示請求は，法に基づき，処分庁に対して，別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書の不存在を理由とする不開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対して、本件対象文書が存在するはずである旨を主張する審査請求を提起した。

2 道路の拡幅工事について

国土交通省が道路の拡幅工事を実施する際に必要な用地については、地権者と土地売買に関する契約を交わし用地を取得する。また、国土交通省が発注する一般的な道路工事が実施された場合、通常、国土交通省は工事受注者から工事請負契約書に基づき請負工事完成図を取得する。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書は不存在であることについて不服があると主張していることから、以下、本件対象文書の保有の有無について、検討する。

(1) 本件事業において民地の買収については、土地売買に関する契約書をもって確認する。

また、民地を買収したうえで車道を拡幅するために行ったのり面切土工事は、一般的な道路工事に該当することから、当該のり面切土工事を実施した場合、近畿地方整備局は工事受注者から請負工事完成図を取得する。

本件対象文書作成当時の文書管理規則は既に存在していないので、国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日訓令第25号）14条1項及び標準文書保存期間基準作成要領について（通知）（平成24年12月25日国近整総第135号）を参照すると、土地売買等契約関係は、「土地売買等契約関係」に該当し、保存期間は30年である。

また、車道を拡幅するためののり面切土工事は、重要構造物、軽易なものを除く請負工事に該当するので、請負工事完成図は、「請負工事完成図書関係（10年保存）」に該当し、保存期間は10年であるから、本件対象文書作成当時の文書管理規則でも同程度の保存期間が規定されていたと推定され、既に本件対象文書作成当時から数十年経過した現時点では当該文書の保存期間は満了している。

(2) 念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室、書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

4 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書の不存在を理由に不開示とした原処分は、妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月11日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月6日 審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定地点については、現場の状況を確認した結果、昭和34～44年の改築事業により民地を買収した上で、車道を拡幅するための、のり面切土工事を実施したものと推認されるが、その当時から40年以上経過し、関係文書は一切残されていない。

イ 理由説明書（上記第3）には本件対象文書として「土地売買契約書」及び「請負工事完成図」を作成、取得し、保存期間満了により廃棄したかのように記載したが、民地の買収やのり面切土工事を行えば、当然作成又は取得する文書であるから、当時これらの文書を作成又は取得したはずであるという意味で記載したものであり、実際にこれらの文書を作成又は取得したのか現時点では不明というほかない。

ウ 審査請求人は、特定年月日付け総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室による「お申出の件について」に対する特定河川国道事務所の回答が「民地を買収した上で、車道を拡幅するための、のり面切土工事を実施しています。」と明確に述べていることから、その根拠となる本件対象文書は存在するはずである旨主張するが、同回答は、現場の状況を確認した結果に基づいて回答したものであって、根拠となる文書は存在していない。

エ 念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室、書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 本件事業から40年以上経過していることからすると、本件対象文書

は不存在であるとする上記（１）の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、近畿地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

特定地点において、昭和34～44年の改築事業により、民地を買収した上で、車道を拡幅するための、のり面切土工事を実施したことが分かる情報。
(文書)